

令和4年度（2022年度）第6回北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会 議事録

1 日 時 令和4年（2022年）11月28日（月） 午前10時00分～午前11時00分

2 場 所 道庁別館5階 石狩振興局大会議室

3 出席者

（1）委員及び特別委員

部会長 大平 義隆（北海学園大学経営学部教授）
副部会長 田村 愛美（税理士法人スクエア会計事務所税理士）
特別委員 高橋 翔（北海道大学大学院工学研究院准教授）
特別委員 齋藤 健一郎（小樽商科大学准教授）
特別委員 津軽 祐一（岩見沢市経済部中心市街地活性化推進室中心市街地活性化推進係）
特別委員 辻村 憲一（小樽建設事業協会事務局長）
特別委員 紺野 裕乃（（一社）北海道開発技術センター 首席研究員）

（2）事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	岩 淵 晃 二
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	中 川 雅 晴
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	藤 本 美 咲
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	鮫 島 優 也
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課長	横 山 直 樹
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	菊 地 尚 美

4 審議事項

「駅前第2施設建築物」（小樽市）の法第6条第2項（変更）の届出について

5 議事要旨

（1） 後志総合振興局から、「駅前第2施設建築物」の第6条第2項（変更）の届出の概要は、別紙「審議案件に関する概要」等のとおりである旨、説明を行った後、次の質問、発言があった。

（委員 A） 騒音の夜間の音源毎の騒音 P1' なぜドアの開閉音だけなのか？P1 では走行音も予測している。

（事務局） P1'は国道を挟んだ向かい側で、車両の走行があるため、駐車場内の走行音の測定が不能であり、ドアの開閉音のみの予測となっている。

（委員 B） 新駐車場には障がい者用の駐車場が1台しかない。回答では、附置義務を満たしているとのことだが、北海道福祉のまちづくり条例では、200台以下では2台分必要となっている。努力義務ではあるが、どういう解釈なのか？また、福祉のまちづくり条例では、障がい者用駐車スペースは玄関などの建物の出入口にできるだけ近い位置に設置するとなっている。立体駐車場の出入口ではなく、歩行者用出入口の近くに設置なのではないか？

- (委員 C) 隣地（マンションや病院）に公害を与えないと良いと思い、隣地境界線でも測定して欲しかった。
- (委員 D) 平面駐車場に人が集中するのではないかと思う。誘導員による誘導が安全面からも重要だと思う。また、必要駐車台数算定で、機械式、自走式の比較データがなかったとのことだったが、今後、データの蓄積をして出して欲しい。
- (委員 E) 小樽の一等地、歴史があってこういう形になってきている。ルール以外でも整理し、理解してもらえるような資料づくりをお願いしたい。言われる前に説明することが大切なのではないかと思う。
- (委員 F) 騒音で苦情が出た場合、屋上閉鎖や駐車場の一部閉鎖などの対応を考えているとのことだが、慢性的に駐車台数が足りない状況ではさらに問題を発生する可能性があるのではないか。また、今後も駐車台数を増やすということを常に考えていかななくてはならないのではないかと感じた。
- (委員 B) 指針によると、「駐車台数を確保する。その上でも場所構造によっては入庫待ちが発生しうるので対策しましょう。」となっている。本件は、駐車台数が大幅に少ない上、入庫待ちが以前から発生している。（台数確保した上でも入庫待ちが発生しうる。）なぜ、こだわるかという、このタイミングでしか設置者とコミュニケーションを取って配慮についてお願いするタイミングがないと思うので、検討すべき。指針の計算上の必要駐車台数を大幅に下回る場合、合理的な根拠、合理的な説明があるかどうか、設置者とコミュニケーションを取りながら考えていって基準や指針となっていく。一貫性・公平性しっかり考えた方がいい案件。今回の件は大規模小売店舗立地法以前の建物。店舗の上にマンションがあり、住まわれている人がいる。生活道路でもある。店舗裏面に荷さばき施設、廃棄物処理施設があり、大型車の走行がある。店舗出入口もあり、利用者が出入りしている。マンション入り口は荷さばき施設のすぐ上にある。店舗北側にタクシー乗り場があり、タクシーが頻繁に走っている。また停車可能な場所となっており、店舗利用者が一時停車して乗り降りしていることが頻繁にある。非常にごみごみしている。決定的な影響はないと思うが、小さなところでちょっとずつ対応とすることで街や社会が良くなると思う。できる限りの対応は考えなければならない。ひいては様々なところに繋がって、住みやすい環境ができるのではないかと考えている。待機車両の対応について、誘導員は常駐しているが、適切な対応を本当にやってもらえるなら良いと思う。料金の差も考えてもらっていて合理的な説明があったと思う。
- (部会長) 委員からの質問・意見まとめを行う。1 つは障がい者用駐車スペースの台数について。もう一つは、障がい者用駐車スペースの位置と建物の入口について。また、必要駐車台数の算定で、平面駐車場と立体駐車場で記載がないので問題ないとの解釈で雑だかいのか。また、台数が少ない。場所的に仕方ない部分はあるが、どこでも適用されてしまわないか。店舗裏面の安全面が配慮されていない。最後に、委員 B から投げ返して欲しいとの意見があったが、今回の

結論を出すのを延期するのか、先に進むのか悩まれている。行政的な文言に対して、設置者が解釈していることを聞いているが、行政としてはどんな風に捉えているのか？

(事務局) この施設は、現行の大規模小売店舗補立地法条に基づいて建てられたものではない。(昔の本店法)そういう事情も踏まえた上で、今まで特に大きな周辺住民とのトラブルも聞いていない。引き続き設置者に、配慮や苦情等への対応について、後志総合振興局から対応してもらおう。

(委員B) 前回は今回も説明が雑。不審がある。踏み込んだ対応しておかないと甘くみられたままになる。

(委員F) 慢性的に問題が発生しているように見える。解決すべく、常に問題意識を持ちながら運営していただきたい。

(部会長) 今回、基準に関わるが多かった。審議会に入る前にフィルタリングし、その上で出してもらいたい。本店立地法の中で他の条例との関わりとかをどういう風に処理しているのか。余計な時間を使ってしまった。フィルタリングをかけて欲しいが、全部かけてもらうと我々が何もなくなるので良くない。一緒にやって行ければと思う。必要駐車台数は場所が場所なので仕方ないことだと思う。身障者用駐車スペースの場所については入口に近い場所に設置したというのは回答になっていない。別途確認し直して、おかしいという意見がたくさん出たと伝えるようお願いしたい。残りの部分は、場所的などころもあるし住んでいる方達も十分注意する場所なのかもしれない。処理としては、特別に仕方ないという形で、他には使えないというような感じでやっていただいたら、先生方の心配もなくなるのではないかと思う。少し条件を付けた上で確認する。これで通してよいか？他に発言はないか。なければ、「駅前第2施設建築物」の変更届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(全 員) 異議なし。

(部会長) 別紙「駅前第2施設建築物」のとおり答申することに決定する。

6 その他

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録（概要版）に添付のとおり。